□　金融再生法債権区分に基づく保全状況

平成22年9月末　　（単位：百万円）

債権区分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更正債権および これらに準ずる債権	1,522	251	462	808	1,522
危険債権	2,574	699	855	669	2,224
要管理債権	316	114	-	56	170
小計	4,414	1,065	1,317	1,534	3,917
正常債権	60,063				
合計	64,478				

債権区分	債権額		
	平成22年3月末	平成22年9月末	増減
破産更正債権および これらに準ずる債権	1,308	1,522	214
危険債権	3,022	2,574	▲ 447
要管理債権	399	316	▲ 83
小計	4,730	4,414	▲ 315
正常債権	60,273	60,063	▲ 209
合計	**65,003**	**64,478**	**▲ 525**

（注）本表は「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成１０年法律第１３２号）第６条に基づき、貸借対照表の貸出金、その他信用事業資産中の未収利息、並びに信用仮払金の各勘定(信用事業総与信)について、債務者の財政状態及び経営成績を基礎として、区分したものです

① 「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続き等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

② 「危険債権」とは、経営者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営状態が悪化し、契約に従った債権元本の回収及び利息の受取が出来ない可能性の高い債権です。

③ 「要管理債権」とは、３ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権です。

④ 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③に掲げる債権以外の債権です。